

敷地の樹木は道路上に枝を伸ばしていませんか？

問 建設課 建設係 ☎62-9212

最近はやり雨や豪雨や強風、台風などで倒木が増えています。倒木は、歩行者や車への重大な事故につながる可能性があるだけでなく、撤去のため道路を通行止めにするなど、多くの方の迷惑となります。

また町内には、生垣が成長し車道や歩道にはり出すことで通行に支障が生じている場所もあります。

お持ちの土地の状況や、自宅周辺の樹木の管理はできていますか。交通事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるように、車道や歩道へはり出している樹木の伐採や枝払いなどの整備をお願いします。

■こんな木は整備が必要です

- ・道路沿いにある枯れ木
- ・道路側に傾き、枝が道にはり出している樹木
- ・他の木にもたれかかるなど、幹が傾いて倒木の危険がある樹木
- ・路側帯や歩道にはり出し、歩行者の妨げとなっている樹木や生垣



▲道路上へ傾き、倒木の危険がある木

■整備作業時の注意

- ・電線などがある場所での作業は、危険を伴う場合があるため、事前に中部電力やNTTにご相談ください。
- ・作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と樹木やはしごからの転落防止に十分ご注意ください。
- ・個人などで伐採することが難しい場合は、決して無理せず、費用等を含め業者にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ 介護保険第1号被保険者の介護保険料減免申請ができます

申込 問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎ 62-9133

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、一定の要件を満たしている場合、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象要件等については、現時点での国の基準に基づいたものとなっていますので、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。申請をされる方はまず係までお問い合わせください。

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の**主たる生計維持者**が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**の事業・不動産・山林または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、**次のア・イ両方に該当する**第1号被保険者

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である

イ：減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

対象保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの

●減免の「申請理由」にご注意ください

申請理由および記載内容が事実と異なる場合には、減免の全部または一部が取消される場合があります。介護保険料の減免を受けた方の減免理由が変わった、または減免理由がなくなった場合は、必ず住民福祉課 介護高齢者係へお知らせください。